

令和2年度税制改正要望 参考資料

令和元年8月



復興庁

Reconstruction Agency

新たなステージ 復興・創生へ

1. 復興特区関係及び福島関係

- | | | | |
|-----|--|-----|---|
| (1) | 復興特区税制及び福島特措法税制に関する所要の措置 | ・・・ | 1 |
| (2) | 帰還環境整備推進法人に対して土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例の延長 | ・・・ | 2 |

復興特区税制及び福島特措法税制に関する所要の措置

要望の概要

復興特区税制について、東日本大震災復興加速化のための与党第8次提言(令和元年8月5日総理手交)等を踏まえ、対象地域を重点化した上で、適用期限を延長すること及び福島については、福島特措法税制に一元化することについて必要な検討を行い、所要の措置を講ずる。

施策の背景

東日本大震災復興加速化のための与党第8次提言(令和元年8月5日総理手交)(抄)

II. 地震・津波被災地域の復興の「総仕上げ」

3 産業・なりわいの再生

- 津波被害が甚大な地域には、人口や働く場等の減少が著しいにもかかわらず、区画整理事業等による基盤整備に時間を要し、企業立地等が進んでいない地域が残ると見込まれることから、復興特区法の見直しにより、対象地域を重点化した上で、復興特区税制の適用期限を適切に延長することについて検討すること。福島については、福島特措法の見直しにあわせ、福島特措法税制に一元化することを検討すること。

<参考>復興特区税制の概要

① 機械等に係る特別償却等(復興特区法第37条)[所得税、法人税、法人住民税]

投資時期	特別償却		税額控除	
	～H31.3.31	H31.4.1～R3.3.31	～H31.3.31	H31.4.1～R3.3.31
機械・装置	50% (福島県:即時償却)	50%・34% (福島県:即時償却)	15%	15%・10% (福島県15%)
建物・構築物	25%	25%・17% (福島県25%)	8%	8%・6% (福島県8%)

※ 下線は雇用等被害地域(注)を含む市町村の区域内に限る。特別償却と税額控除は選択適用。

(注)復興特区法に規定する「東日本大震災により多数の被災者が離職を余儀なくされ、又は生産活動の基盤に著しい被害を受けた地域。認定復興推進計画において雇用等被害地域が定められており、沿岸部の35市町村内に雇用等被害地域が定められている(以下同じ)。

② 被災雇用者等を雇用した場合の税額控除(法第38条)[所得税、法人税、法人住民税]

指定日	～H31.3.31	H31.4.1～R3.3.31
控除率	10%	10%・7% (福島県10%)

※ 下線は雇用等被害地域を含む市町村の区域内に限る。

※ 被災雇用者等に対する給与等支給額の一定割合を5年間税額控除。

③ 開発研究用資産に係る特別償却等(法第39条)[所得税、法人税、法人住民税]

投資時期	～H31.3.31	H31.4.1～R3.3.31
特別償却率	50% (福島県:即時償却)	50%・34% (福島県:即時償却)

※ 下線は雇用等被害地域を含む市町村の区域内の中小企業者等に限る。

※ 対象となる開発研究用減価償却資産の償却費について、研究開発税制を適用し税額控除も可能。

④ 新規立地促進税制(再投資等準備金及び特別償却)(法第40条)[法人税、法人住民税、法人事業税]

⑤ 被災者向け優良賃貸住宅の特別償却等(法第41条)[所得税、法人税、法人住民税]

⑥ 地域の課題の解決のための事業を行う株式会社に対する出資に係る所得控除(法第42条)[所得税]

現行制度

- 避難解除区域等内において帰還環境整備推進法人^(※)に対して土地等を譲渡した場合等に、以下の特例措置が講じられている。

(※) 避難指示の対象となった12市町村において、まちづくりや帰還環境整備の面で行政の機能を補完する団体として当該12市町村が指定する一般社団法人等。

(注) 令和元年度税制改正により創設

- (1) 公共施設^(※)の整備に関する事業(公共施設整備事業)のために帰還環境整備推進法人に土地等を譲渡した場合等。

- 帰還環境整備推進法人に土地等を譲渡した場合

(※) 駐車場、駐輪場、集会施設、休憩施設、案内施設、道路、公園、緑地、広場

【所得税・個人住民税】 譲渡所得からの1,500万円特別控除

【法人税】 1,500万円損金算入

【登録免許税】 所有権移転登記(本則2%→1%)

地上権設定等の登記(本則1%→0.5%)

【不動産取得税】 課税標準からの土地の価額の1/5控除

〔令和4年3月31日まで〕

- 帰還環境整備推進法人が土地及び償却資産を取得した場合、又は、帰還環境整備推進法人に土地及び償却資産の管理を無償で委託した場合

【固定資産税・都市計画税】 課税標準を1/3に減額〔令和4年3月31日まで施設整備完了分につき5年間〕

- (2) 帰還する住民の生活及び地域経済の再建の用に供するために土地を集約して適正な形状、面積等を備えた一団の土地(おおむね500㎡以上)とする事業(土地集約化事業)のために帰還環境整備推進法人に土地等を譲渡した場合。

【所得税】 軽減税率(2,000万円以下:15%→10%)

【個人住民税】 軽減税率(2,000万円以下:5%→4%)

【法人税】 法人重課(5%)の免除〔課税停止中〕

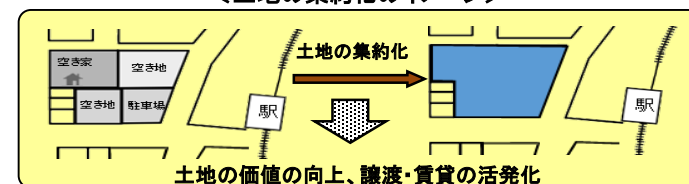
【登録免許税】 所有権移転登記(本則2%→1%)

地上権設定等の登記(本則1%→0.5%)

〔令和元年12月31日まで〕

〔令和4年3月31日まで〕

＜土地の集約化のイメージ＞



現状と課題

- 福島県内の避難解除区域等において、家屋解体等により空き地・空き家が発生しており、これらも有効活用しながら、生活環境整備(商業・サービス、介護・医療、コミュニティ活動支援等)を推進していくことが必要。
- こうした現状を踏まえ、一般の住民や民間事業者等に対して、帰還環境整備推進法人に土地等を譲渡するインセンティブを与えることにより、空き地・空き家等に係る取引を促進していくことが求められている。

改正内容

帰還環境整備推進法人が実施する土地集約化事業のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例措置について、適用期限(令和元年12月31日)を3年間延長し、令和4年12月31日までとする。